

国立大学法人大阪大学における職員の心身の状態
に関する情報の適正な取扱いに関する要項

(目的及び取扱方法)

第1条 この要項は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）が実施する健康診断等の健康を確保するための措置（以下「健康確保措置」という。）や任意に行う職員の健康管理活動を通じて得た職員の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態の情報」という。）を職員の健康確保措置の実施や安全配慮義務の履行等の目的の範囲内で適正に使用し、職員の健康確保措置が十全に行われるよう、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第104条第2項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

2 心身の状態の情報の取扱いについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他関係法令及び国立大学法人大阪大学の保有する個人情報の管理に関する規程並びに国立大学法人大阪大学の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手続に関する規程に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(利用目的の特定等)

第2条 大学は、心身の状態の情報を取り扱う場合においては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を可能な限り特定するものとする。

2 大学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると認められる範囲を超えて行わないものとする。

3 利用目的については、大学のホームページ等に掲載することにより、職員へ周知を行うものとする。

(利用目的による制限)

第3条 大学は、あらかじめ本人（心身の状態の情報によって識別される特定の個人。以下同じ。）の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、心身の状態の情報を取り扱わないものとする。

2 大学は、合併その他の事由により他の事業者等から事業を承継することに伴って心身の状態の情報を取得した場合（組織変更に伴って心身の状態の情報を取得した場合も含む。）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該心身の状態の情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該心身の状態の情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、法第9条第1項及び第2項に該当する場合は、適用しない。

(適正な取得)

第4条 大学は、前条第3項に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、心身の状態の情報を取得しないものとする。

(職員の責務)

第5条 心身の状態の情報を取り扱う職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、心身の状態の情報が特に配慮を要する情報に該当する機微な情報を含むことを認識し、適切に取り扱わなければならない。

(情報の取扱いの原則)

第6条 大学は、労働安全衛生法等に定める義務を履行するために、大学が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報で、次の各号に掲げるものについては、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、これを取り扱うものとする。ただし、当該情報に附随する健康診断の結果等の心身の状態の情報については、次項に定めるところによる。

(1) 健康診断の受診・未受診の情報

(2) 長時間労働者による面接指導の申出の有無

(3) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無

(4) 健康診断の事後措置について医師から聴取した意見

(5) 長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見

(6) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見

2 大学は、労働安全衛生法等に基づき大学が本人の同意を得ずに収集することができる心身の状態の情報で、次の各号に掲げるものについては、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえ、状況に応じて情報を取り扱う者を制限したり、情報を加工するなどの措置を講じて、これを取り扱うものとする。

(1) 健康診断の結果（法定の項目）

(2) 健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものに限る。）

(3) 長時間労働者に対する面接指導の結果

(4) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果

3 大学は、労働安全衛生法等において大学が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ本人の同意を得る必要がある心身の状態の情報で、次の各号に掲げるものについては、次条に定めるところにより本人の同意を得た上でこれを取り扱うものとする。

(1) 健康診断の結果（法定外項目）

(2) 保健指導の結果

(3) 健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものを除く。）

(4) 健康診断の精密検査の結果

(5) 健康相談の結果

(6) がん検診の結果

(7) 職場復帰のための面接指導の結果

(8) 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書

(9) 通院状況等疾病管理のための情報

(本人の同意)

第7条 大学は、前条第3項各号に掲げる本人の同意を得る必要がある心身の状態の情報を取り扱う場合は、法第9条第1項及び第2項に該当する場合及び本人が自発的に提出した場合（当該情報について大学等が医療機関等に直接問い合わせる場合を除く。）を除き、本人から書面若しくは口頭により、同意を得るものとする。

(情報の正確性の確保等)

第8条 大学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、心身の状態の情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該心身の状態の情報を遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第9条 保護管理者は、心身の状態の情報の取扱いに関する苦情に対し、適切に対応できるよう体制整備を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。